

◎新潟県告示第270号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年7月26日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系乙吉川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
乙吉川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
(1) 長岡市乙吉町字横道2263番1地先から同市同町同字485番1地先まで
(2) 長岡市乙吉町字横道482番2地先から同市同町同字466番3地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 長岡市長 磯田 達伸
住所 長岡市大手町1丁目4番地10
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、別図に規定する当該路肩からその法長までの範囲内にあるものについての維持（なお、「別図」については添付を省略し、関係図書として新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。）
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成30年3月19日から道路の存続する日まで